

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000加算		

の網掛けは、令和3年4月の報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの

の網掛けは、令和3年4月の報酬改定により、サービスコードの変更はないが、項目等が変更になったもの

※空欄市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

※「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※令和3年9月30日までの間は、訪問型サービス費のイ～ハまでについて、所定単位数の1000分の1に相当する単位数を算定する。

訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	利用者負担額	算定単位	限度額対象区分
種類	項目						
A4	1001	訪問型サービスA定額30分	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回まで	85	170	1回につき	対象外
A4	1002	訪問型サービスA定額60分		125	250	1回につき	対象外
A4	1003	訪問型サービスA定額90分		165	330	1回につき	対象外

の網掛けは、令和3年4月の報酬改定により、サービスコードの変更はないが、項目等が変更になったもの

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス1日割			55単位	55	1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス2			3,428単位	3,428	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス2日割			113単位	113	1日につき	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき	
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			752単位減算	-752		
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算		100	
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算		225	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算		240	
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算		50	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算		200	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算		150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算		160	
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善		480単位加算	
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ			運動器機能向上及び口腔機能向上		480単位加算	480
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ			栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700単位加算	
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算		120	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1		88単位加算	
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			要支援2		176単位加算	176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援1		72単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2		144単位加算	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1		24単位加算	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			要支援2		48単位加算	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算		100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)(3月に1回を限度)		200単位加算	200
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヌ 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算		1 回につき	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ			(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算		40 1月につき	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000 加算	
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000 加算	
A6 6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A6 6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算			
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の10/1000 加算	
A6 8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		所定単位数の1/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170 1月につき
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位		39 1日につき
A6 8011	通所型独自サービス2・定超			3,428単位		2,400 1月につき
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超			113単位		79 1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型独自サービス1・欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170 1月につき
A6 9002	通所型独自サービス1日割・欠			55単位		39 1日につき
A6 9011	通所型独自サービス2・欠			3,428単位		2,400 1月につき
A6 9012	通所型独自サービス2日割・欠			113単位		79 1日につき

の網掛けは、令和3年4月の報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの

の網掛けは、令和3年4月の報酬改定により、サービスコードの変更はないが、項目等が変更になったもの

※空欄市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

※令和3年9月30日までの間は、通所型サービス費のイについて、所定単位数の1000分の1に相当する単位数を算定する。

通所型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	利用者 負担額	算定単位	限度額 対象区分
種類	項目						
A8	1001	通所型サービスC(短期集中型サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回	3,290	0	1回につき	対象外

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	438単位	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位	
AF	4002	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位	
AF	4003	介護予防ケアマネジメントC・初回	イ 介護予防ケアマネジメント費		438単位	
AF	8310	介護予防ケアマネジメント令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		1単位	

の網掛けは、令和3年4月の報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの

の網掛けは、令和3年12月にサービスコードが追加及び変更になったもの

の網掛けは、令和3年4月の報酬改定により、サービスコードの変更はないが、項目等が変更になったもの

※合成単位数につきましては、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

※笠岡市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

※令和3年9月30日までの間は、介護予防ケアマネジメント費のイについて、所定単位数の1000分の1に相当する単位数を算定する。